

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第6号

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成20年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 勤務時間条例第14条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p><u>(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)